

2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の秘密保持の対象とはならない。
- (1) 相手方から提供又は開示を受ける以前に、すでに自己が保有していたこと、または公知であったことを立証できるもの
 - (2) 相手方から提供または開示を受けた後、自己の責によらず公知となったもの
 - (3) 甲乙間の協議により、秘密保持の対象としないこととしたもの
3. 甲および乙は、本条の第1項に基づくすべての情報を秘密に保持し、本研究の遂行に関する限定された従事者以外の第三者に開示、漏洩しないものとする。
4. 甲は、本条の全各項を厳守するため、乙により保管を委託された一切の資料を、本契約期間中においても厳重に保管することを約束し、乙より返還要求がなされた場合は、これらの資料およびそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還しなければならない。

(研究成果の取り扱い)

第8条 甲および乙が本研究の結果生じたものと認めた成果(以下「成果」という。)およびその成果に基づく工業所有権(特許、実用新案、意匠および商標を受ける権利ならびに当該権利をいう)や著作権の帰属は、原則として甲乙共有とし、その持分比率は甲乙協議の上誠意を持って決定するものとする。

(乙の施設維持義務)

- 第9条 本研究の実施のため、甲の施設の模様替えあるいは設備について実施前と異なる状況を作り出した場合は、研究完了後、乙は当該施設等現状に復するものとする。
- 2. 乙から提供された物品の欠陥に起因して、甲が損害を被った場合は、乙は甲の損害を賠償するものとする。
 - 3. 本研究の実施に起因して、第三者に損害が発生し、かつ、甲に賠償責任が生じた場合は、その損害の賠償については、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲に属する教職員の故意または過失による場合を除く。

(甲の研究報告義務)

第10条 甲および乙は、本研究が完了したときは、完了後2カ月以内にその結果を相互に通知するものとする。

(成果の公表)

第11条 甲および乙は、前条の通知をした後に、相手からの事前の書面による承諾を得て、その結果を公表することができるものとする。

(契約の細目規定)

第12条 本契約についての必要な細目は、別に定める長崎総合科学大学共同研究規程によるものとする。

(協 議)

第13条 本契約に定めがない事項について、これを定める必要があるとき、また本契約の各条項の解釈に懐疑が生じた事項について、甲乙協議の上、誠意を持って円満に解決をはかるものとする。

以上の約定を証するものとして、本契約書を2通作成し、各1通を所持するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 長崎市網場町536
学校法人 長崎総合科学大学
理事長 立石 暁

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社 〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇